

事業者名表示に代わる登録商標の表示

石 下 雅 樹*
江 間 由 実 子**

抄 錄 本稿は、事業者名表示に代えて登録商標等を表示することができる旨規定している代表的な法令について、類型ごとに具体的表示方法や注意点などをまとめ、実際に商標を表示する商標管理部門の手続きの一助とともに、各類型によって必要とされる手続の厳格度に違いがある理由について考察する。

目 次

1. はじめに
2. 「代わる商標表示」が認められる主な法令
3. 「代わる商標表示」の具体的方法
4. 「代わる商標表示」の表示に関する一般的注意
5. おわりに

1. はじめに

商標法では、どのような商標を登録することができるか規定されているが、登録された商標を、具体的にどのような場合に、また商品（・役務）のどこに表示するのかについては定められていない。

それは、いついかなる商標をどのように使用するかは各事業者の自由であり、登録商標の使用は権利であって義務ではないことが原則である以上¹⁾、当然といえば当然のことである。

ところで商標の基本的な機能の一つとして自己商品識別機能のほか、出所表示機能があることはよく知られているところだが、こうした出所表示機能は商標法のみならず、他の法令からも読み取ることができる場合がある。その一つが、本稿で取り上げる、「事業者の氏名又は名称の表示に代えて、特許庁に登録された商標を

表示することができる旨」の規定（以下、本稿では「代わる商標表示」と仮称を用いる。）が定められている事業関連法令の存在である。

そこで本稿では、事業と登録商標との関連性について理解を深めていただくとともに、企業の商標管理の一助になればと考え、「代わる商標表示」が規定された代表的な法令について、以下を整理し、私見も交えて若干の分析を行う。

- ・それぞれの法令の目的
- ・対象製品（どのような商品か）
- ・表示者（製造者、輸入業者or販売者）
- ・表示箇所（定格銘板、容器、その他等）

2. 「代わる商標表示」が認められる主な法令

(1) 「代わる商標表示」が認められる例

本章では、事業者名に代えて登録商標を表示することができると定める法令を概観する。

総務省が提供する「法令データ提供システム」において、事業者名に代えて商標を表示することができるとしている法令を検索すると、表1（文末）のとおり、基礎法令数だけで12法令が

* 弁護士・弁理士 Masaki ISHIGOROSHI

** 弁護士 Yumiko EMA

見出される。ただしこの中には、正確には登録商標でないもの、つまり登録されていない商標でも足りるとするものも含んでいる。

また、同一の法令中に、複数の類型が含まれるものもあり、それらも合わせると「代わる商標表示」規定は少なくとも40近くに上るものと思われる。

まずは、自社の事業に関する法令を確認していただくことも兼ねて、表1に挙げられる各法令の目的、代表的な「代わる商標表示」対象商品について紹介する。

① 電気用品安全法（以下「電安法」）

電安法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする（電安法1条）。

対象製品は、電気用品一般、すなわち特定電気用品（直流電源装置等、116品目）と、特定電気用品以外の電気用品（電気スタンド等、341品目）である。

同法に基づく省令では、届出事業者と検査機関の氏名又は名称の表示に代えて商標を表示することが認められている（電安法施行規則17条）。

② 消費生活用製品安全法（以下「消安法」）

消安法は、消費生活用製品による一般消費者の生命身体に対する危害の発生の防止を図るために、特定製品の製造、販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集、提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする（消安法1条）。

対象製品は、特別特定製品（乳幼児用ベッド、ライター等、4区分）と、特別特定製品以外の特定製品（家庭用の圧力なべ及び圧力がま、石油ストーブ等、6区分）である。

同法に基づく省令では、届出事業者と検査機関の氏名又は名称の表示に代えて商標を表示す

ることが認められている（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第1）。

③ ガス事業法

ガス事業法は、ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、ガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持、運用並びにガス用品の製造、販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする（ガス事業法1条）。

対象製品は、ガス瞬間湯沸器、ガストーブ、ガスバーナー付きふろがま、ガスこんろ等である。

同法に基づく省令では、届出事業者と検査機関の氏名又は名称の表示に代えて商標を表示することが認められている（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第3の3(2)口）。

④ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」）

液石法は、一般消費者等に対する液化石油ガス器具等の製造、販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にすることを目的とする（液石法）。

対象製品は、調整器、カセットガスこんろ、瞬間湯沸器、高压ホース、バーナー付ふろがま、ふろがま、ふろバーナー、ストーブ、ガス栓、ガス漏れ警報器、低压ホース、対震自動ガス遮断機等である。

同法に基づく省令では、届出事業者と検査機関の氏名又は名称の表示に代えて商標を表示することが認められている（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第3の3(2)口）。

⑤ 工業標準化法

工業標準化法は、適正かつ合理的な工業標準の制定、普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の

増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用、消費の合理化を図ることを目的とする（工業標準化法1条）。

同法に基づく日本工業規格への適合性の認証に関する省令により、「代わる商標表示」が認められており、JISマークを表示する製品又は包装全般が対象となる。

また、事業者としては、認証機関と被認証事業者の氏名又は名称について、これらに代えて商標を表示することが認められている（同省令1条4項、18条3項）。

⑥ 計量法

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする（計量法1条）。

同法に基づく特定計量器検定検査規則により「代わる商標表示」が認められており、対象製品は、特定計量器、すなわちはかり、温度計、電気量計、ガスマーテー、騒音計、振動計等18品目である。

同規則では、製造業者名の表示に代えて商標を表示することが認められている（同規則7条3項）。

⑦ 净化槽法

浄化槽法は、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする（浄化槽法1条）。

対象製品は、浄化槽の型式について国土交通大臣の認定を必要とする工場生産浄化槽である（同法13条、17条）。

同法に基づく省令では、製造業者の氏名又は名称の表示に代えて商標を表示することが認められている（浄化槽の型式の認定に関する省令3条2項）。

⑧ 医薬品医療機器等法（略称）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」）は、改正前は「薬事法」という名称

であり、読者の多くも同名称のほうが馴染み深いかもしれない。同法は、医薬品、医療機器等の品質・有効性・安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器等の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることなどを目的とする（医薬品医療機器等法1条）。

「代わる商標表示」が認められる対象製品は、表示スペースが規定以下に限られた容器・直接の被包に収められた医薬品・医療機器、再生医療等製品、体外診断用医薬品である。

そして、同法に基づく規則では、製造販売業者、外国製造医薬品（医療機器）等特例承認取得者、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は名称の表示に代えて商標を表示することが認められている（同施行規則211条、215条、224条等。動物用医薬品等取締規則172条等）。

⑨ 麻薬取締法（略称）

麻薬取締及び向精神薬法（以下「麻薬取締法」）は、麻薬、向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行うこと等により、麻薬・向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止することを目的とする（麻薬取締法1条）。

これも医薬品医療機器等法と同様、表示スペースが規定以下に限られた容器・直接の被包に収められた向精神薬を対象製品とする。

また同法施行規則では、製造製剤業者、輸入業者の氏名又は名称の表示に代えて商標を表示することが認められている（37条等）。

⑩ 消防法

消防法は、火災を予防、警戒し、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、火災、地震等の災害による被害を軽減するほか、災害

等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする（消防法1条）。

対象製品は、消防法に基づく技術基準が定められている各消防用機械器具のうち、消火器用消火薬剤（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令10条）、泡消火薬剤（泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令16条）、閉鎖式スプリンクラーヘッド（閉鎖式スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令15条）、流水検知装置（流水検知装置の技術上の規格を定める省令11条）、一斉開放弁（一斉開放弁の技術上の規格を定める省令6条）、金属製避難はしご（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令11条）、緩降機（緩降機の技術上の規格を定める省令16条）、消防用ホース（消防用ホースの技術上の規格を定める省令6条）、消防用結合金具（消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令9条）、漏電火災警報器（漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令172条3項）である。

いずれも製造者名、また一部に販売者名の表示に代えて商標を表示することが認められている。

⑪ 特定商取引に関する法律（以下「特商法」）

特商法は、特定商取引を公正にし、購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする（特商法1条）。

同法については具体的な製品を対象とするものではなく、訪問販売、通信販売といった消費者トラブルを生じやすい取引類型を「特定商取引」として対象としている。そして、これら特定商取引における交付書面において、製造者名の表示に代えて商標を表示することが認められ

ている（同施行規則3条、4条、6条の2、7条の2等）。

⑫ 割賦販売法（以下「割販法」）

割賦法は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする（割販法1条）。

同法は具体的な製品を対象とするものではなく、複数の形態の割賦販売による契約を対象とする。そして、割賦販売契約における交付書面において、製造者の表示に代えて商標を表示することが認められている（同施行規則5条、7条等）。

（2）手続・書類の要否と各法令の目的

次に、「代わる商標表示」に必要な手続・書類について概観する。

この点、各法令を管轄する省庁によって、「代わる商標表示」にあたり監督官庁又は委嘱機関への所定の手続・必要書類を定めているものもあれば、事前のチェックはなく、万一違反があれば一般的な監視の中でチェックが及ぶのみとするものもあり、手続きの厳格さは様々である。

1) 「代わる商標表示」に必要な手續・書類

まずは、何らかの手続や書類等の提出が定められている規定を見ていく。

この点、表1の中で、届出等の手續が定められている制度は、具体的には以下のとおりである（なお、【添付】には、商標に関する添付資料のみを挙げた。）。

・電安法①²⁾、消安法②³⁾、ガス事業法③⁴⁾、液石法④⁵⁾

【手続】「(様式第17) 登録商標表示届出書」

【添付】 a. 商標公報、及び、 b. 商標登録証、

商標登録通知書、更新申請登録通知書、商標登録原簿謄本のいずれか（使用許諾を受けて第三者の登録商標を表示する場合は、使用権の設定契約を条件とし、b. は商標登録原簿のみ可。）

【届出先】

i) 経済産業省 製品安全課

同一の届出区分に属する製品の製造（輸入）の事業に係る工場又は事業場等が複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合

ii) 各経済産業局

同一の届出区分に属する製品の製造（輸入）の事業に係る工場又は事業場等が一つの経済産業局の区域内のみにある場合

・工業標準化法⑤⁶⁾ 一被認証事業者^{7), 8)}

【手続】登録認証機関との間の認証契約締結

【添付】各登録認証機関が認証契約に際して定める

【提出先】登録認証機関

・計量法⑥⁹⁾

【手続】登録商標の場合は不要。登録商標以外の記号略号（第三者から使用許諾を受けた商標も含む）を表示する場合は、「様式第6 特定計量器に係る製造事業者の記号届出書」

【添付】個別判断

【届出先】経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

・浄化槽法⑦

【手続】「浄化槽に係る登録商標表示届出書」¹⁰⁾

【添付】不要

【届出先】国土交通省各地方整備局

上記のとおり、電安法、消安法、ガス事業法、液石法のいわゆる製品安全四法は、監督官庁に直接届出をし、かつ使用許諾を受けて第三者の登録商標を表示する場合は予め特許庁へ通常（専用）使用権設定登録を行うことが必要とされている。このように厳格な運用になっている

のは、これら四法が安全に関わる企業責任が強く要求される分野であることによるものと考えられる。

また、工業標準化法においては手続の性質が若干異なる。この場合、JISマークを表示しようとする事業者は、官公庁に届け出るのではなく、国が登録をした登録認証機関¹¹⁾との認証契約を締結することになっており、その認証契約の中でどの範囲の「代わる商標表示」を認めるとか、また「代わる商標表示」に必要な事項も定めることとされている¹²⁾。そのため、監督官庁は「代わる商標表示」に直接関与せず、登録認証機関に判断を委ねる形になっている。また、計量法では、登録商標を表示する場合は手続不要だが、未登録商標や、使用許諾を受けて第三者の登録商標を表示する場合は届出を要することとして、消費者にとって誤認のおそれがないかを監督官庁が判断する余地を残している。

2) 表示にあたり手続・書類等が不要なもの

以上に対し、以下の各制度においては事前の届出等が不要とされている。そして、なぜ不要とされているのかという趣旨について考察すると、二つのグループに分かれるようと思われる。

第一は、事後の監視があるか、従来、業界における事実上の監視に委ねる慣例であったと考えられるものである。具体的には以下のようなものがある。

・医薬品医療機器等法※旧薬事法⑧¹³⁾、麻薬取締法⑨

医薬品等の法定表示については、メーカーの所在地を管轄する保健所ごとに事前相談、事後監視が行われる扱いとなっている。そのため、届出等の手続は定められておらず、使用許諾を受けて第三者の登録商標を表示する場合も、個別具体的な相談があれば対応するというのが、筆者が問い合わせた際の東京都福祉保健局の回答である。

違反した場合は、業務改善指示や業務停止命

令などの行政処分のほか、罰則の対象となる。

・消防法⑩

消防法に基づく技術基準が定められている消防用機械機器は、金属製避難はしご・緩降機などの「検定対象機械器具等」と消防用ホース・消防用結合金具などの「自主表示対象機械器具等」の二種類に分類されている¹⁴⁾。

そのうち検定対象機械器具等は、日本消防検定協会又は登録検定機関による検定に合格する必要があり、その過程で表示事項を含めて検定協会（検定機関）のチェックがなされることになる。また、自主表示対象機械器具等は、本来製造事業者が自ら確認すれば足りるが、これまでのところ、万全を期して第三者試験検査機関における客観的評価を得ることとしこれも検定協会の認定評価を依頼するのが通例であったようであり、ほぼ同様の事実上のチェックが及び、確認手段としてもそれで十分と考えられてきたようだ。

第二は、商標の表示が、ある対象商品を特定するための手がかりとなれば足り、実際に登録されているかが重要ではない場合である。これに属するものとして、特商法⑪と、割販法⑫が挙げられる。

この点、特商法施行規則が「商品名及び商品の商標又は製造者名」を表示すれば足りるとする趣旨について、平成25年2月20日付「特的商取引に関する法律等の施行について」¹⁵⁾には、『契約した商品を特定させることを目的としている。…「商標又は製造者名」としてはいずれか一方が記載されていればよい。「商標」とは登録商標のみならず、販売業者の製造、取扱い等に係る商品であることを表示するために使用する通称等も含むものである。』と説明されている。また、特商法・割販法ともに違反した場合は、業務改善命令、業務停止命令などの行政処分のほか、罰則がある。

(3) 商標表示に代えることが認められる趣旨

ところで、事業者名に代えて商標を表示することが認められるのはなぜであろうか。この点について正面から論じられた文献は見当たらぬが、必要性と許容性の観点から考察すると、次のことがいえるのではないかと考える。

必要性：医薬品医療機器等法のように明らかにスペースが限られていて簡略化の要請がある場合もあるが、多くの場合、特定の必要を想定しているというよりも商標の持つ出所表示機能、すなわち需要者にとってのわかりやすさを考慮しているものと思われる。一定の商標が一般的によく知られている場合は、商標を見れば一目で事業者がわかるし、ブランドによっては事業者名そのものより商標そのものの方がピンとくる場合もあるかもしれない。

許容性：また、商標が特許庁に商標登録されていれば、当該商標の登録情報を調べることにより事業者を把握できることから、事業者名そのものを表示していなくても、責任の所在や問い合わせ先を確認することは可能であることを考えれば、許容性もあるといえる。他方、商標が未だ登録されていない場合や、使用許諾を受けて第三者の登録商標を表示する場合は、当該商標から直ちに事業者を把握できないため、当該商標と事業者との結びつきを他の情報により補足する必要が生じる。そこで、各法令では以下のように対応している。

- ・電安法、消安法、ガス事業法、液石法
特許庁への通常（専用）使用権設定登録と管轄省庁への直接登録原簿謄本提出を要する。
- ・計量法
監督省庁への届出を要する。
- ・工業標準化法、消防法
監督官庁が協力機関に一任し、協力機関により事実上確認がなされている。
- ・医薬品医療機器等法、麻薬取締法
外部の容器等には事業者名の記載がある。

3. 「代わる商標表示」の具体的方法

(1) どんな商品にどのように表示するのか

次に、具体的表示方法について見ていくと、以下のとおりである（なお表1の右列も参照されたい。）。

① 電安法

原則として見やすい箇所に容易に消えない方法でPSEマークに近接して表示する（同法施行規則17条、別表第五）。

② 消安法

容易に消えない方法により表示する（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一）。

③ ガス事業法

見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第3の3(1)）。

④ 液石法

見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第3の3(1)）。

⑤ 工業標準化法

JISマークの近傍に容易に消えない方法による印刷及び押印、刻印、荷札の取付けその他の適切な方法により表示する（日本工業規格への適合性の認証に関する省令1条）。具体的な表示方法は、該当JIS及び登録認証機関と認証取得事業者との認証契約の中で定められるところに従う（同省令18条3項）。

⑥ 計量法

見やすい箇所に、計量器ごとにJISで規定された方法による（特定計量器検定検査規則7条）。

⑦ 净化槽法

見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する（浄化槽の型式の認定に関する省令別表（第3条関係））。

⑧ 医薬品医療機器等法

別途外部の容器又は外部の被包に規定どおり表示されている場合に限り、任意の方法により表示することができる（医薬品医療機器等法施行規則211条、215条、224条等。動物用医薬品等取締規則172条等）。

⑨ 麻薬取締法

別途外部の容器又は外部の被包に規定どおり表示されている場合に限り、任意の方法により表示することができる（同法施行規則37条2項）。

⑩ 消防法

見やすい箇所に容易に消えないように表示する（泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令21条等）。また、検定対象機械機器については、検定登録機関が細則を定めており、実際の相談時に説明がある。なお、消防庁で義務化しているわけではないものの、各工業界の定格銘板が使われることが多く、これにより概ね表示方法が統一されているのが実情のようである。

⑪ 特商法

8ポイント以上の文字で記載する（同法施行規則5条等）。

⑫ 割販法

8ポイント以上の文字で記載する（同法施行規則13条等）。

(2) 表示方法の規定とその運用状況

以上を概観してみると、省令レベルでは、特に定められていないか、「見やすい箇所に容易に消えない方法」といった概括的な規定にとどまるものが少なくないが、工業標準化法、計量法など、JIS関連のものについては、該当JISにおいて詳しく定められている。

また、筆者が消防庁に問合せたところによれば、消防法に基づく技術基準の関係では、検査機関がより詳しい細則を定めており相談時に説明をしている実情もあるとのことである。

以上から、実際の事業における運用としては、政省令、JISその他一般に公開されたものの中

で表示方法に関する必要事項を確認するほか、事業者団体等が設ける自主的なルールや指定機関が重要な役割を担ってきた分野も少なくないという実情に鑑みれば、現状では、入手可能な情報を収集した上で、どこまでが義務的でどこからは任意的であるのかの峻別を行いながら、具体的表示方法を判断していくことが求められるかもしれない。

4. 「代わる商標表示」の表示に関する一般的注意

最後に、「代わる商標表示」としての表示を行う場合の一般的注意点について述べる。

1) 商標登録表示の方法

「代わる商標表示」に限らないが、一般的に登録商標を使用する場合には、登録商標であることを示す表示をするよう努めなければならぬとされている（商標法73条）。そして、商標登録表示は、登録商標の文字と登録番号の表示により行うこととされている（商標法施行規則17条）。つまり、「登録商標第〇〇〇〇号」と表示するのが原則である¹⁶⁾。

もっとも、上のような表示に見られるデザイン上の難点や現実的な困難性から、「®」の記号をその登録商標の右上又は右下に記載して行うケースが多く見られる¹⁷⁾。スペース上の制約がなければ、こうした商標登録表示を商品のいすれかの場所に行なうことができるか、併せて検討できるかもしれない。

2) OEM等の場合

次に、OEM等、製造者・販売者・商標権者が同一ではない場合の留意点であるが、OEMは、納入先商標による製品の受託製造取引又は販売取引であり、製造者と販売者が異なる。

それで、このようなケースでは、該当法令において「商標の表示」をもって代えることができるとしている「事業者名」の主体は何かを確認することが必要となると考える。それは、表

1のとおり、かかる「事業者名」に関する規定は、法令によって、届出事業者、製造業者、販売業者、製造販売業者等まちまちだからである。

3) 問い合わせの活用

今回寄稿にあたり、筆者は一般に公開されている法令、文献資料等からは必ずしも明らかでない事項について幾つかの省庁に問い合わせを行った。その結果、具体的な細則は実際に相談があってから説明する運用になっているというものや、实际上問題となったことがないため第三者の登録商標を使用する場合については今後検討していくという反応もあった。それで、必要な情報が見当たらないという場合には、関係省庁に問い合わせてみると何か有用な情報が得られるかもしれない。

5. おわりに

本稿では、事業者名に代えて登録商標を表示することができるとされている諸法令について、みてきた。

事業者名表示に代えて登録商標を表示することが認められているのは、まさに商標の持つ、商品・役務の出所を需要者に認識させるという出所表示機能の表われといえ、登録商標の持つ機能が他の法令中からも読み取れる興味深い事例のように思われる。

また、表示の簡素化という物理的なメリットに加え、自社の登録商標のさらなる活用のために、可能な場合には「代わる商標表示」を考慮してみるのもよいかもしれない。

尚、本稿作成にあたり、法令解釈・実務における運用に関する情報提供、未掲載資料の提供等、下記監督官庁の担当者にご協力いただいた。

- ・経産省商務情報政策局製品安全課
- ・経産省産業技術環境局基準認証ユニット認証課
- ・経産省産業技術環境局計量行政室届出製造事業者担当係

- ・国交省住宅局建築指導課
 - ・国交省関東地方整備局建設部建築安全課
 - ・東京都福祉保健局薬務課薬務担当
 - ・総務省消防庁予防課

表1 代わる商標表示が認められている法令及び具体的表示方法

注 記

- 1) ただし後述のとおり登録商標を使用する際の商標法73条に定める義務はある。
- 2) 電安法には、届出事業者に加えて、検査機関についても代わる商標表示が認められているが、本稿の対象読者には該当がないと思われるため、省略する。
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/guide/denan_guide_140114.pdf
- 3) <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/setsumei2407.pdf>
- 4) <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=5950000000960>
- 5) http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasji_yoshiki_top.pdf
- 6) <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=5950000000781>
- 7) https://www.jisc.go.jp/newjis/pdf/jis_new_pamph.pdf
- 8) 工業標準化法には、被認証事業者に加えて、登録認証機関についても代わる商標表示が認められているが、本稿の対象読者への直接の関連性は薄いと思われるため、省略する。
- 9) <http://www.meti.go.jp/policy/economy/>

[hyojun/techno_infra/l2_gaiyou_keiryouki3.html](http://www.jcba-net.jp/books/2015_6_jokaso_shishin_honpen.pdf)

- 10) http://www.jcba-net.jp/books/2015_6_jokaso_shishin_honpen.pdf
- 11) <https://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>には現在登録されている認証機関の一覧が掲載されている。
- 12) 日本工業規格への適合性の認証に関する省令18条3条は、「国内登録認証機関は、第一項第三号の付記する事項〔筆者補足：認証契約に定める事項〕として被認証者の氏名若しくは名称又はその略号（略称、記号、認証番号又は登録商標をいう。）を定めるものとする。」と規定している。
- 13) <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/siryou.files/iyaku04.pdf>
- 14) http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_17/0723-1.pdf
- 15) http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130711legal_1.pdf
- 16) これは、①商標権侵害の未然防止や、②登録商標の普通名称化の回避に寄与する趣旨といわれている。
- 17) 小野昌延編「注解商標法〔新版〕」下巻1430頁（江口俊夫ほか執筆部分）2005、青林書院
(URLの参照日は、全て2016年9月28日)

(原稿受領日 2016年9月29日)